

第二東京弁護士会 紙・印刷用紙購入指針

第1 目的

当会では、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであるという認識のもと、平成21年度より、K E S環境マネジメント・システムを導入し、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織体づくりに取り組んでいる。当指針は、森林資源の大量消費が地球環境に大きな負荷を与えていることに鑑み、コピー用紙及び印刷用紙のライフサイクルにおける環境、社会の側面に配慮した購入を通じて、資源の有効利用、森林生態系等の地球環境の保全を図ることを目的としている。

第2 基本方針

1. コピー用紙及び印刷用紙を購入する前における基本原則

コピー用紙及び印刷用紙の購入にあたり、必要性を十分に検討し、適正な数量に限り購入する。

2. コピー用紙及び印刷用紙を購入する際の基本原則

コピー用紙及び印刷用紙の購入に際しては、以下の要件に合致する環境、社会に配慮された紙を優先して購入する。

(1) 古紙パルプ配合率100%の用紙(資源の循環的利用及び自然林に対する伐採圧の緩和の観点から)。

(2) バージンパルプが原料として使用されている用紙を購入する場合には、パルプの供給源、産出する森林についての情報を確認でき、パルプの原料が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されている用紙。

(3) 上記(2)の「持続可能な森林経営」とは、以下の各要件を全て満たすものとする。

ア. 原料とされる木材が、生産から輸入に至るまでの過程において、管轄する国及び地域の法令等に照らし合法なものであること。

イ. 森林の生産性が維持されていること。

ウ. 生物多様性の保全、森林の有している機能、並びに、地域コミュニティにおける必要性及び重要性の観点から保護価値の高い森林を破壊

していないこと。

エ．慣習的権利や住民の権利の侵害がないこと。

- 3．当指針は、定期的に内容の見直しを行い、継続的な改善を図るものとする。
- 4．当方針に適合する購入が確実に実施されるよう、利害関係者と協力するとともに、必要な働きかけを行うものとする。

第3 適用範囲

- 1．当会で使用するコピー用紙、製作又は製作を委託する印刷物(刊行物、当会会員向け案内等)。
- 2．当会の会員に対して、本指針に従った紙の購入を積極的に推奨する。